

郵便等投票のながれ

まずは！
郵便投票証明書
を取得しましょう。

郵便投票の対象者かどうか確認しましょう。

郵便投票証明書交付までの流れ

郵便投票をするにはまず
郵便投票証明書の交付・申請が必要です



選挙人

申請書提出



宮古島市
選挙管理委員会

証明書交付

郵送等



選挙人



郵便投票証明書

郵便投票証明書は有効期間まで大切に保管してください。この証明書がなければ郵便投票が出来ませんので注意してください。

紛失した場合は再発行の手続きを行ってください。

- ・郵便投票証明書交付申請(本人署名)
(申請書類は選管でもらってください。)
- ・身体障害者手帳又は介護保険証(要5)を添付。

郵便投票証明書を取得して投票までの流れ

*②~③は郵送のみでやりとります。



選挙人

郵便投票の請求

①



宮古島市
選挙管理委員会

投票用紙交付

②

郵送等



選挙人

投票用紙記入

③

郵送等



宮古島市
選挙管理委員会

郵便投票証明書を添付し郵便投票の封筒・投票用紙を請求してください。

* 郵便投票請求書用紙は選管

選挙人名簿に記載されている住所に投票用紙が届きます。

*届いた郵便投票外封筒に本人が署名し投票用紙を入れ、封をしてください。

投票した投票用紙は選管で保管したのち指定投票管理者に送致します。